

受領 令和7年11月25日 8時51分

通告番号 (1)

令和7年11月25日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
岸本 大二郎 印

一般質問通告書

第548回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 災害救助法 第4号基準の認識と適用判断について。</p> <p>(1) 物理的な被害が確定していない段階でも適用可能な第4号基準生命・身体への危害のおそれについて、担当課の認識と、適用による本村の財政的・実務的メリットについて伺う。</p> <p>(2) 災害発生のおそれが高まった際、県への迅速な被害報告および法適用の要請を行うための業務フローと、平時からのホットライン緊急連絡網の構築状況について伺う。</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合、避難所運営費等が公費負担されることについて、村民への現在の周知状況と、早期避難を促すための今後の周知強化策について伺う。</p>	
<p>2 防災基本計画修正に対する本村の見解と今後の計画について国の防災基本計画において、市町村は、地域住民や企業が所有する井戸・湧き水の活用、また指定避難所等における公共井戸の整備に努めることが明記されました。これを踏まえ、本村として今回の計画修正をどのように受け止めているか、また今後のどのように取り組んでいくのかについて以下の内容について伺う</p> <p>(1) 現在、村内の避難所に活用可能な井戸はいくつあるのか。</p> <p>(2) 井戸や湧き水を代替水源として位置づける旨の記載を、いつの時点で見直し改定する予定について伺う。</p> <p>(3) 改定にあたっては、運用マニュアルの策定も必要と考えますが、併せて見解を伺う。</p> <p>(4) 村内の民間井戸の所在確認実態調査を行う予定について伺う。</p> <p>(5) 協力いただけた井戸所有者に対する登録制度の設計水質検査の助成やポンプ購入補助などや、協定の締結について、どのように進める考えか伺う。</p>	